

# 住宅除染を実施します



市では、市内全域の空間放射線量率を年間1ミリシーベルト以下(毎時0.23マイクロシーベルト以下・地上1m)の生活環境にすることを目標に、平成23年度から除染作業を行っています。これまで除染を行ってきた学校や公園などの施設に加え、平成25年度は、ひたち野東、下根町、中根町(常磐線以東の区域)、上柏田、中央、栄町、田宮、田宮町の住宅地を対象に放射線量率の調査を行いました。測定申し込みをいただいた1,419世帯(対象区域の約16%)の住宅の放射線量率を計測したところ、84世帯、合計130カ所の雨どいや雨水ますなどで除染基準の毎時0.23マイクロシーベルト以上(地上1m)を計測したため、現在、土を取り除くなどの除染作業を進めています。

今年度は、昨年度に放射線量率の調査を行っていない区域の住宅地について調査を行い、年度内の除染完了を目指します。順次、除染に向けた放射線量率調査を行いますので、ご希望の方は、該当区域の受付期間にお申し込みください。

【表1】除染実施スケジュール

※除染作業は調査終了後に実施します

エリア	対象区域	受付日	調査日
1	ひたち野西・東獺穴町・東大和田町・中根町・猪子町	7月1日 ～31日	8月1日 ～29日
	刈谷町	8月1日 ～29日	9月1日 ～30日
	牛久町・城中町・新地町・遠山町・庄兵衛新田町	9月1日 ～30日	10月1日 ～31日
2	神谷	7月1日 ～31日	8月1日 ～29日
	さくら台	8月1日 ～29日	9月1日 ～30日
	柏田町・岡見町・結束町・上太田町・女化町	9月1日 ～30日	10月1日 ～31日
3	南	7月1日 ～31日	8月1日 ～9月10日
	久野町・桂町・井ノ岡町・奥原町・島田町・正直町・小坂町・福田町	8月1日 ～29日	9月1日 ～10月10日

【表2】各住宅種別における申込者について

住宅の種別		申込者
戸建住宅	持家	所有者
	賃貸	所有者または居住者
集合住宅	分譲	管理組合
	賃貸	所有者
	専用庭	専用庭居住者

## ● 除染実施スケジュール

除染対象区域を3エリアに分け、「表1」の除染実施スケジュールで除染を行います。まずは除染の必要があるかどうかを調査しますので、ご希望の方は「表2」を参考に調査をお申し込みください。なお、調査受付開始は、7月1日(火)からとなります。申込方法・申込先は、「広報うしく7月1日号」に掲載しますので、ご確認の上、お申し込みください。

## ● 除染作業の進め方

### ① 調査の日程調整

調査日は日程調整の上、5日前までにご連絡します。

### ② 放射線量率調査

調査員がお伺いして、放射線量率調査を行います。調査の際は、立会いをお願いします。

## ③ 除染作業

▽放射線量率調査の結果、毎時0.23マイクロシーベルト以上の場所がある場合

除染作業について所有者などのご了解をいただいた上で、改めて日程を調整し、除染作業予定日を連絡します。(毎時0.23マイクロシーベルトを超える場所がない場合、除染は行いません)

住宅除染  
Q&A

**Q 誰が申し込むのですか？**

**A** 右ページの「表2」を参考にお申し込みください。住宅の所有者と居住者が異なる場合は、市職員または市が委託した業者が敷地内へ立ち入ること、放射線量率の測定や除染を実施することについて、申込者以外の所有者や居住者からも同意を得てください。また、関係する管理規約や賃貸借契約の内容をご確認いただき、市が放射線量率の測定や除染作業を実施することに支障がないことを確認した上でお申し込みください。

**Q 測定や除染は先着順ですか？**

**A** 先着順ではありません。測定および除染の順番は、放射線量の高低などを総合的に考慮しながら、順番を決定します。

**Q 費用は無料ですか？**

**A** 除染についての費用は国の補助金によって賄う予定ですので、皆さんの費用負担はありません。ただし、雨どい下の土砂などを除去した際、元通り埋めるため

に、庭の土でないものをご希望の場合などは、原状回復費用がご自身の負担となります。

**Q 牛久市に住民票は無いが、所有する住宅がある場合は、除染対象となりますか？**

**A** この住宅に居住している方がいる場合は、除染の対象となります。人が住んでいる家が優先ですが、居住予定の有無など個別にご相談ください。

**Q 除染の対象はどのように決定されますか？**

**A** 環境省の除染関係ガイドラインに基づき、放射線量を測定した結果が、地上1mで毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所について除染を実施します。

**Q なぜ毎時0.23マイクロシーベルト以上なのですか？**

**A** 市では放射性物質汚染対処特別措置法に基づき除染に取り組み、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下にすることを目指しています。追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを、建物による放射線の遮蔽効果や、自然放射

線の量などを考慮して、1時間当たり算出すると毎時0.23マイクロシーベルトになります。

**Q 除染はどのようにしますか？**

**A** 放射線量の測定の結果、毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所について、環境省の除染関係ガイドラインなどに基づき除染を実施します。例えば、雨どい下の土が原因で空間線量率が高くなっている場合は、この部分の土を取り除いて、敷地内

に埋設保管します。除染作業は、

【図1】の中から放射線量率を低くするために効果的な方法を選んで行います。作業によって発生した土などは除染を行ったお宅の敷地内で埋設保管とさせていただきます。

**Q 庭全体の表土をはぎ取りますか？**

**A** 庭全体の表土は、はぎ取りません。

**Q 除去した土壌は引き取ってもらえますか？**

**A** 市内には除去土壌の仮置き場や保管施設がありません。雨どいなどから除去した土砂などは、除染を行った住宅の敷地内に埋設保管していただくこととなります。なお、ご自身で除染を行った際の除去土壌などを地上保管している場合、ご相談いただければ埋設の処理をします。

**Q 2階のベランダなども除染してもらえますか？**

**A** 2階以上の壁や雨どいおよび屋根の除染については、生活空間における空間線量率の低減への寄与が比較的小さいと考えられることから、除染の対象とはなりません。

【図1】住宅の除染方法

